



(参考仮訳)

プレスリリース No. 11/52
即時解禁
2011年2月18日

国際通貨基金 (IMF)
米国・ワシントン DC

IMF、投資権限の拡大を施行

国際通貨基金 (IMF) の持続可能な財政基盤の確立に向け、2008年に新規歳入モデルが策定された。同モデルの重要な要素である IMF の投資権限の拡大が、本日施行された¹。これは、投資権限を拡大するための IMF 協定の改正を、総議決権の 85.64%にあたる 113 加盟国が批准したことを受けたものである。

IMF のドミニク・ストロスカール専務理事は「この度の一步は、加盟国による IMF 及びその業務の近代化へのコミットメントを再確認するものである。同批准は、財政構造をはじめとする IMF の枠組みを改革するうえでの、重要な作業が完了したことを意味する」と述べた。「IMF の財政運営の改革は、現在進められているクォータ (出資割当額) 及びボイスの改革と合わせ、IMF の正当性を一段と強化するものである。加盟国による IMF の将来に対する信任投票に感謝する」

IMF の歳入モデルの改革は、IMF の運営及びその構造の効率性と有効性を高めるとともにその正当性を強化すべく 2008年に採択された、IMF ガバナンスの包括的改革の一環である。投資権限を拡大することにより、より効率的かつ加盟国への貸付から自立した IMF 運営費の管理が可能となる。

協定の本改正は、推定投資平均収益率を改善し投資戦略を中長期的に適合させるべく、IMF に柔軟性を持たせることを目的としている。IMF の投資政策は、漸次的に進化し、投資資金の公共性を反映させるようになるとともに、投資権限の拡大による実際の或いは予測される利害の衝突を回避すべく、セーフガードを含んだものとなっている。

¹ IMF の協定の改正は、IMF が、総議決権の 85%にあたる IMF 加盟国の 5 分の 3 の承認を得たことを確認した日付けで、全加盟国に対し発効となる。